

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（3D都市モデル作成）

三 作業地域

さいたま市（大宮駅周辺、さいたま新都心駅周辺、浦和駅周辺）

四 作業期間

令和五年六月二十一日から令和六年二月二十九日まで